

小作争議調査表

No. 112

(月報番號 第一四九號)

(昭和元年十一月分)

財團 調會福岡出張所

経過	事項	原因	地主關係團體	關係人員	場所
<p>一人は全農地係争地は解決方を訴へたが、親合の道で地主並に共同して是を解 障方を再三交渉し、土地は返さないと以て、右村々長に解決方を懇請せり。 村長は誠意を以て之の解決に努められたが、故系地主の道に依りたる条件にて解決せり</p>		<p>一人は口余農地係争地は三十一年向一人(手取り)も四五五坪あり、三十一年向小作料を滞納し、地主は之の納不入方を再三交渉し、土地は返さないと以て、右村々長に解決方を懇請せり。納不入は中途で片、地主は道に依りたる条件にて解決せり</p>	<p>小作人 小作人</p>	<p>地主 古市兼房 外三人 小作人 福本彦市</p>	<p>寧和郡 神岡村 大字 大石</p>
			<p>種類面積 四八五坪</p>	<p>關係地</p>	<p>發生 昭和元年一月一日 終熄 昭和元年一月一日</p>

備考	結果
	<p>一、神岡村 一、百三十坪等の四五五坪は標定付地として減額せず残り八十五坪 余は村定付と認めざる、一割、減額せしむることにて各陽成せり。</p>